に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号及び第十六号」と、同条第三項中「第三十四条」とあるのは「第三十四条（第三号を除く。）」と、「第四十七条第二項」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第四十七条第二項」と、「特定地域型保育事業」とあるのは「特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。）」と、第四十二条中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条の三において準用する令第二十条第一項」と、第四十三条中「第二十条第二項第四号」とあるのは「第二十条の三において準用する令第二十条第二項第四号」と、「第五十条第一項」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第五十条第一項」と、第四十四条中「第五十三条」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第五十三条」と読み替えるものとする。

第四款　［略］

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条　法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

第五款　［略］

（身分を示す証明書の様式）

第六十条　法第十四条第二項（法第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

2　法第三十八条第二項、第五十条第二項（法第五十四条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条第五項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十四条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

一　施設又は事業所（以下この表から別表第三までにおいて「施設等」という。）を運営する法人に関する事項	
［イ～ハ　略］	
ニ　法人が教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設並びに当該法人が行う地域型保育事業及び乳児等通園支援事業（乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）	
ホ　［略］	
［二・三　略］	
四　教育・保育等の内容に関する事項	
［イ～ニ　略］	
ホ　施設等の利用手続その他の利用に関する事項（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所にあっては、選考基準を含む。）	
［ヘ～リ　略］	
［五・六　略］	

第三款　［同上］

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条　法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

第四款　［同上］

（身分を示す証明書の様式）

第六十条　法第十四条第二項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

2　法第三十八条第二項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十四条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十四条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十四条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

一　施設又は事業所（以下この表から別表第三までにおいて「施設等」という。）を運営する法人に関する事項	
［イ～ハ　同上］	
ニ　法人が教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設並びに当該法人が行う地域型保育事業及び乳児等通園支援事業	
ホ　［同上］	
［二・三　同上］	
四　教育・保育等の内容に関する事項	
［イ～ニ　同上］	
ホ　施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項	
［ヘ～リ　同上］	
［五・六　同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。